

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越北環状線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市今成二丁目三〇番二地先から同市大字小室字鶴塚一四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月二十四日 午後三時</p>
<p>備 考</p>	<p>街路整備事業による。 平成十年五月二十六日付け埼玉県告示第七百二十一号、平成二十五年三月二十二日付け川越県土整備事務所長告示第十一号、平成三十年十一月六日付け川越県土整備事務所長告示第十七号及び第十八号並びに平成三十一年三月十五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一二七〇・〇〇メートル。</p>